

入 居 案 内 書

軽費老人ホーム パンセオン・ド・長崎はご契約者に対して、事業所の概要や提供させていただくサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを当ホームの運営規程に基づき、次の通り説明いたします。

1. 事業者

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 啓正会 |
| (2) 法人本部所在地 | 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷 1 7 3 - 1 |
| (3) 電話番号 | 0 9 5 - 8 8 2 - 4 5 7 9 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 清水 信子 |
| (5) 設立年月 | 昭和 5 8 年 1 2 月 2 6 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 軽費老人ホーム (A型) |
| (2) 事業所の目的 | 老人福祉法第 1 4 条に定める老人福祉施設の業務を行うことを目的とし、老人福祉法の基本理念に基づき、健全な環境のもとで、心身の特性に応じた適切な処遇を行い、施設利用者の福祉の向上に努めます。 |
| (3) 事業所の名称 | 軽費老人ホーム (A型) パンセオン・ド・長崎 |
| (4) 事業所の所在地 | 西彼杵郡時津町西時津郷 1 7 3 - 1 |
| (5) 電話番号 | 0 9 5 - 8 8 2 - 4 5 7 9 |
| (6) 施設長氏名 | 徳益 奈々 |
| (7) 当ホームの運営方針 | 私共は、関連の医療法人 啓正会や地域のその他の社会資源と密に連携し、医療・介護・福祉の一体的な切れ目のないサービスの提供を目指した施設運営を行ってまいりました。今後もこれまでと同様に、事業を行っていくことに加え、ご利用者が豊かで、あたたかいふれあいの暮らしができるよう全職員が一丸となって質の高いサービスを提供して参ります。 |
| (8) 開設年月 | 昭和 6 0 年 2 月 1 日 |
| (9) 利用定員 | 5 0 人 |

3. 職員の配置状況

<職員配置の職種>

施設長……………施設の運営管理の全般的業務を管理し、職員を指揮監督します。

事務員……………施設の事務を行い、必要に応じてご入居者の事務手続等のお手伝いを行います。

生活相談員…ご入居者の日常生活の処遇、福祉関係事務、ご家族との連絡調整、介護職員の指導を行います。

介護職員……………ご入居者の処遇・介護、環境衛生業務を行います。

看護職員……………医師の指示のもと、ご利用者の看護、診療の補助並びにご入居者の健康維持や保健衛生業務を行います。

栄養士……………献立表の作成、調理の実施及び調理員の指導監督を行います。

調理員……………調理業務を行います。

医師（嘱託）…ご利用者の医療及び保健衛生の指導を行います。

4. 当ホームが提供するサービスとご利用料金

当ホームでは、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

① 食事

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を三食提供します。

② 入浴

- ・ 入浴は隔日以上の頻度で行います。原則として、個別の入浴は行いません。

③ 相談・援助等

- ・ 入所時にはご利用者の従来 of 生活状況、家庭状況及び心身や健康状態等についての把握を行い、入所後は、ご利用者の各種相談に応ずると共に適切な助言を行います。また常時、市町村や介護保険サービス等の実施者と十分な連携を取り、必要に応じてその有効な利用についてご利用者への紹介、手続等の援助を行います。

④ 緊急時の対応

- ・ 非常通報設備（ナースコール）や全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。

⑤ 夜間の管理体制

- ・ 原則として夜間は宿直職員を置き、緊急時にも対応できる体制を整備しています。

⑥ 介護保険サービス等の利用

- ・ ご利用者が日常生活上の援助や介護を必要とする状態になった場合に、適切なサービスを受けられるよう迅速に対応できるよう努めます。

⑦ 保健衛生

- ・ 入所時及び入所後における健康診断を実施することはもちろん、これらの診断結果を活用することにより、入居者の健康保持、疾病の予防に努めます。また嘱託医及び協力医療機関である清水病院において、緊急の場合等必要な措置が行える体制をとると共に、入院治療を必要とする入居者には、安心して療養に専念できるよう各種保険、関連制度の活用に配慮します。

<サービス利用料金（1月あたり）>

下記料金表によって、ご契約者の階層に応じた利用料金をお支払ください。（利用料金のうち事務費につきましては、ご契約者の所得に応じて異なります。）

☆ 利用料金の改定は、厚生労働省の基準改定の都度変更となります。

(1) 下記料金表以外の負担金

- ① 電気利用料として毎月25日の電力量計により実費相当額をご負担いただきます。（単価20円、消費税含む）
- ② 水道料は月額 2,000円の一律負担とします。
- ③ 11月～3月までの期間は冬季加算として国の定める額を負担していただきます。（令和元年度冬季加算は月額 1,960円）
- ④ 上記①、②、③、以外の特別なサービスに要する費用は実費負担とします。

(2) 利用料金のお支払い方法

下記料金表の合計（円）と、上記（1）の①、②を合算した金額を、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月5日までに事務所へお支払いください。尚、特別な理由によりお支払いが遅れる場合は必ず事前に申し出て下さい。

入居利用料

(令和6年6月以降)

軽費老人ホーム パンセオン・ド・長崎

階層	生活費(円)	事務費(円)	合計(円)	対象収入による階層区分
1	54,410	10,000	64,410	1,500,000円以下
2	54,410	13,000	67,410	1,500,001～1,600,000
3	54,410	16,000	70,410	1,600,001～1,700,000
4	54,410	19,000	73,410	1,700,001～1,800,000
5	54,410	22,000	76,410	1,800,001～1,900,000
6	54,410	25,000	79,410	1,900,001～2,000,000
7	54,410	30,000	84,410	2,000,001～2,100,000
8	54,410	35,000	89,410	2,100,001～2,200,000
9	54,410	40,000	94,410	2,200,001～2,300,000
10	54,410	45,000	99,410	2,300,001～2,400,000
11	54,410	50,000	104,410	2,400,001～2,500,000
12	54,410	57,000	111,410	2,500,001～2,600,000
13	54,410	64,000	118,410	2,600,001～2,700,000
14	54,410	71,000	125,410	2,700,001～2,800,000
15	54,410	78,000	132,410	2,800,001～2,900,000
16	54,410	85,000	139,410	2,900,001～3,000,000
17	54,410	93,000	147,410	3,000,001～3,100,000
18	54,410	101,000	155,410	3,100,001～3,200,000
19	54,410	109,000	163,410	3,200,001～3,300,000
20	54,410	111,700	166,110	3,300,001～3,400,000
21	54,410	111,700	166,110	3,400,001円以上

5. 苦情の受付について

<当ホームにおける苦情の受け付け>

当ホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。(文書による苦情受付に加え、口頭による苦情や要望等広く受け付けます。)

- 苦情受付窓口 (担当者)

介 護 職 員 廣瀬 拓哉

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日(土日祝日を除く)

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

軽費老人ホーム (A型) パンセオン・ド・長崎の利用に際し、本書面に基づき説明を行いました。

軽費老人ホーム パンセオン・ド・長崎

施 設 長 徳 益 奈 々 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、軽費老人ホーム パンセオン・ド・長崎の利用開始に同意しました。

利用者ご住所 _____

利用者ご氏名 _____ ㊞